

強度行動障害市単加算事業について

1 事業の概要

(1) 事業の目的

強度行動障害児者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成し、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図る。

(2) 助成対象施設

指定障害者支援施設、指定障害児入所施設、指定生活介護事業所、指定共同生活援助事業所、指定短期入所事業所

(3) 対象施設の要件（障害者支援施設の場合）

ア 医師について、必要な数を配置していること

イ 職員の配置について

人員配置基準上の職員及び職員の加配が求められる加算等の算定に係る職員の員数に加えて、下記の表の職員の員数以上配置していること。

対象者数	職員数		比率	対象者数	職員数		比率
1 人	0.5 人	換	2 : 1	5 人	3 人	常	1.66 : 1
2 人	1 人	換	2 : 1	6 人	3 人	常	2 : 1
3 人	1.5 人	換	2 : 1	7 人	4 人	常	1.75 : 1
4 人	2 人	常	2 : 1	8 人	4 人	常	2 : 1

※換…常勤換算 常…常勤

ウ 心理療法を担当する職員が 1 名以上

エ 居室は原則として個室

オ 行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること

カ 千葉県重度強度行動障害加算事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。

その他対象施設の要件は、要綱をご参照ください。

(4) 助成対象者の要件

ア 強度行動障害者

障害支援区分 5 以上であり、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行なわなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表第 2 における行動関連項目の点数の合計が 15 点以上であると千葉県により判定された者をいう。

ただし、重度障害者支援加算（Ⅱ）等を取得している場合は対象外。

イ 強度行動障害児

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表 1 の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が 10 点以上であり、かつ、別表 1 の行動障害の内容の区分のうち、5 点と認定された区分が 1 以上あると、児童相談所により判定された者をいう。

ただし、強度行動障害児特別支援加算等を取得している場合は対象外。

(5) 助成金額

助成対象施設の種類	助成額
指定障害者支援施設	対象者 1 人当たり 日額 4,810 円
指定障害者支援施設において施設入所支援のみを行い、昼間実施サービスについては他事業所にて支援を行った場合	対象者 1 人当たり 日額 2,310 円
指定障害児入所施設	対象者 1 人当たり 日額 6,700 円
指定生活介護事業所	対象者 1 人当たり 日額 2,500 円
日中サービス支援型共同生活援助（日中時間帯含む）	対象者 1 人当たり 日額 4,810 円
指定共同生活援助事業所（夜間・深夜時間帯のみ）	対象者 1 人当たり 日額 2,310 円
指定短期入所	対象者 1 人当たり 日額 4,720 円

(6) 助成対象

千葉市強度行動障害加算事業実施要綱第 2 条第 5 項並びに千葉市強度行動障害短期入所加算事業実施要綱第 8 条に定義される要件に該当する、千葉市において支給決定及び判定を受けた児者に対して支援を行った施設（いずれも千葉県内事業所に限る。）

(7) 要綱及び参考

以下の URL をご確認ください。

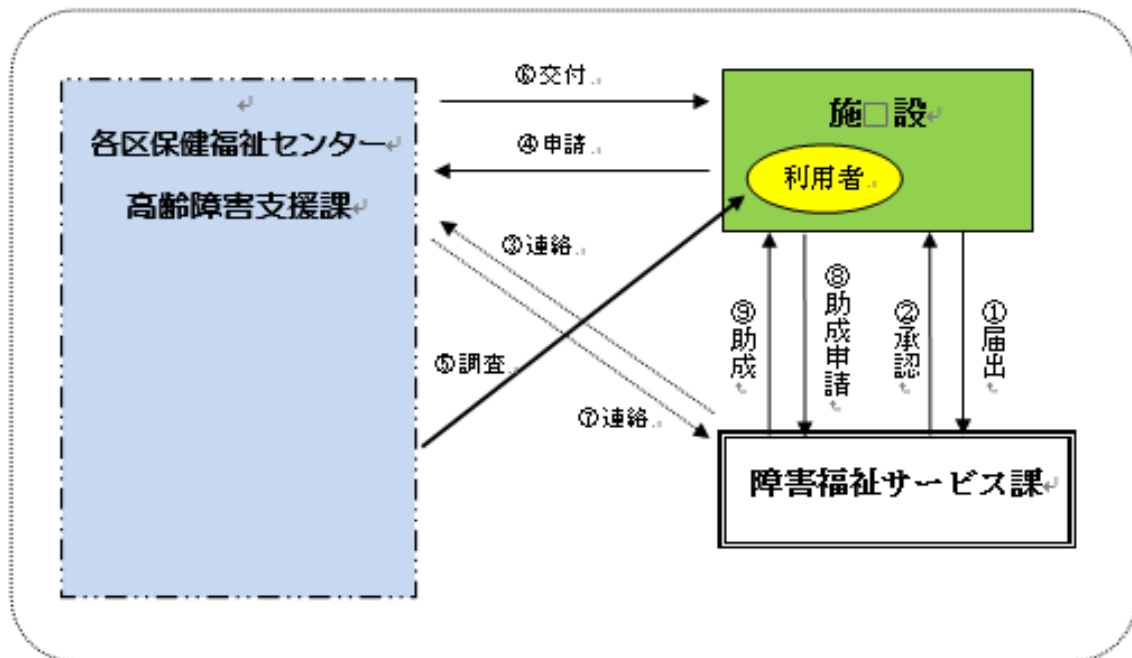
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/kyoudokoudousyougai.html>

助成金を希望される場合は、要綱等をご確認の上、障害福祉サービス課施設支援班（043-245-5174）にお早めにご相談ください。

(参考)

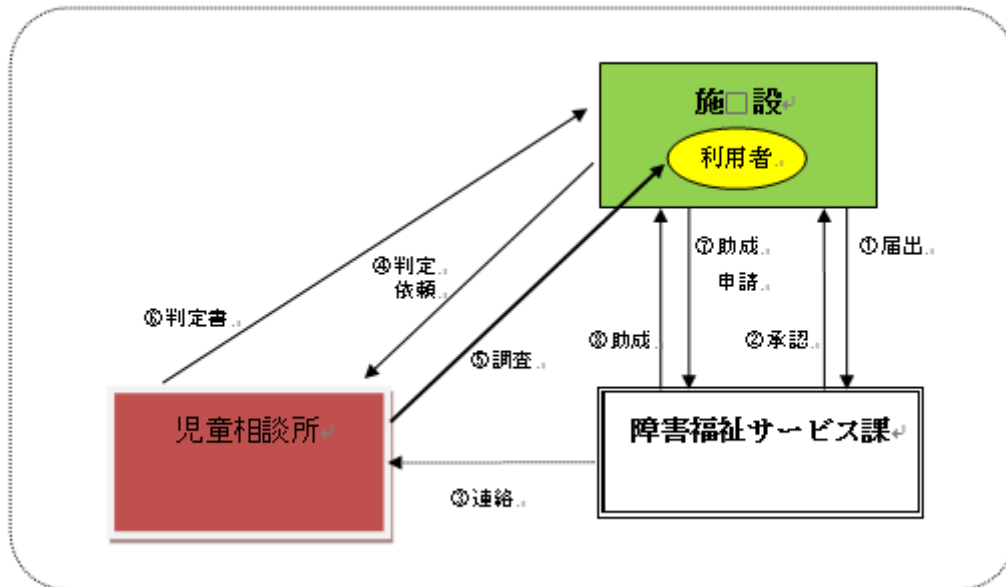
強度行動障害市単加算事業の流れ

(障害者の場合)



- ① 施設より障害福祉サービス課へ実施の届出【要綱第 5 条】(様式第 1 号)
- ② 障害福祉サービス課より施設へ承認の通知【要綱第 6 条】(様式第 2 号)
- ③ 障害福祉サービス課は、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ承認した旨を連絡
- ④ 施設より各区保健福祉センター高齢障害支援課へ調査(判定)依頼【要領 4 (1) ア】(様式第 1 号)
- ⑤ 各区保健福祉センター高齢障害支援課は、調査を行う。
- ⑥ 各区保健福祉センター高齢障害支援課より施設へ調査(判定)結果通知書を交付
【要領 4 (4) ア】(様式第 2 号)
- ⑦ 各区保健福祉センター高齢障害支援課より障害福祉サービス課へ調査(判定)結果通知書を交付した旨を連絡
- ⑧ 施設は、調査(判定)結果通知書の写し等の必要書類を添えて、障害福祉サービス課へ助成金の申請
【要綱第 10 条】(様式第 5 号)
- ⑨ 障害福祉サービス課は、施設へ通知し助成金を支払う。
【要綱第 11 条】(様式第 6 号)

(障害児の場合)



- ① 施設より障害福祉サービス課へ実施の届出【要綱第 5 条】(様式第 1 号)
- ② 障害福祉サービス課より施設へ承認の通知【要綱第 6 条】(様式第 2 号)
- ③ 障害福祉サービス課より児童相談所へ承認した旨を連絡
- ④ 施設より児童相談所へ判定依頼
- ⑤ 児童相談所は、調査を行う。
- ⑥ 児童相談所より施設へ判定書を交付
- ⑦ 施設は、判定書の写し等の必要書類を添えて、障害福祉サービス課へ助成金の申請
【要綱第 10 条】(様式第 5 号)
- ⑧ 障害福祉サービス課は、施設へ通知し助成金を支払う。
【要綱第 11 条】(様式第 6 号)